

電安法の最新改正情報

「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」の一部改正について

令和4年8月31日付で、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」の一部改正が経済産業省より公表されました。

今回の改正は、別表第十と別表第十二について行われており、詳細は、[経済産業省 電気用品安全法のウェブサイト\(トピックス\)](#)で提供されています。「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正について」(令和4年8月31日)の部分をご参照下さい。

今回の改正の施行日は、令和4年8月31日です。ただし、改正から3年間は、なお従前の例によることができます。

今回の改正の概要は以下のとおりです。

別表第十:

電気用品の電波雑音の強さの許容値が別表第十に規定されていますが、照明器具について放射電磁妨害波に関する規定がありません。照明器具が発する電波雑音に起因する通信障害対策が十分とれないおそれがあるため、今般、電波雑音の強さに係る国際的な技術動向が反映されました。

別表第十二:

改正区分	基準数	基準番号	
採用済の IEC 規格に準拠した JIS を、より新しい版に置き換えるもの	8	J60335-2-2(2022) J61058-2-1(2022) J62841-2-8(2022) J62841-2-11(2022)	J60598-1(2022) J61347-1(2022) J62841-2-9(2022) J62841-3-10(2022)
未採用の JIS を、新たに採用するもの	0	--	
猶予期間経過により削除する規格	16	J60309-1(H23) J60335-2-21(H20) J60335-2-31(H20) J60335-2-80(H20) J60669-2-1(H26) J60730-2-7(H23) J61242(H14) J61386-22(H29)	J60320-2-2(H21) J60335-2-25(H20) J60335-2-35(H20) J60335-2-90(H20) J60730-2-6(H23) J60838-1 (H25) J61386-21(H29) J61386-23(H29)